

年金生活者支援給付金の請求について



年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。

対象者(次の要件を満たしている方)

◇老齢基礎年金を受給している方

・65歳以上である

・世帯全員の市町村民税が非課税となっている

・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が881,200円以下である

◇障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

・前年の所得額が4,721,000円以下である

※扶養親族の人数によって変わります。

請求手続き

◇令和4年4月1日以前から年金を受給している方

新たに対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月1日以降順次届きます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入し、返送してください。

◇令和4年4月2日以降に年金を請求する方

年金の請求と併せて年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。

問い合わせ

給付金専用ダイヤル

☎0570-0514092

(ナビダイヤル)

任期付職員(歯科衛生士)を募集します



対象

歯科衛生士免許証を取得済みの方

募集人数 1名

任用期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

業務内容 健康づくり事業、介護予防事業、母子保健事業に係わる歯科衛生士業務等

給与 月額 206,382円

(地域手当等を含む)

※令和4年4月1日現在

勤務時間 月曜日～金曜日

8時30分～17時15分(水曜日は、10時30分～19時15分の場合あり)

申込み・問い合わせ 9月12日(月)～30日(金)に郵送(簡易書留)または健康課窓口へ申込みください。

☎84-0662

※申込書類様式・実施要項等詳細は市ホームページにあります。

家屋の取壊し等について



家屋の取壊しや新築・増改築、土地・家屋の利用方法の変更があった場合、翌年度から固定資産税・都市計画税の額が変更になる場合があります。お手数ですが、右記のQRコードからご連絡ください。

固定資産税(家屋)の減額について

住宅の耐震改修やバリアフリーの改修、省エネ改修等を行った、一定の要件を満たす住宅については、工事完了日から3か月以内に税務課家屋償却担当へ必要書類を提出していただくことで、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税が減額対象となります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

くか、税務課までお問い合わせください。

問い合わせ

税務課 ☎84-0621

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を支給します



第十一回特別弔慰金の請求を受付ています。

対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族の中

で、左記の順番による先順位の方お一人に支給します。

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件により、

順番が入れ替わります。

4. 右記以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

請求期間

令和5年3月31日(金)まで

※既に受給及び申請の方は、請求する必要がありません。

※請求期間を過ぎると、第十一回特別弔慰金を受ける権利がなくなります。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

問い合わせ

地域福祉課 ☎84-0641